

提 供 年 月 日	令和 6 年 11 月 21 日
担 当 部 課	健康福祉部こども家庭局こども課
担 当 者	浅田・村上
連絡先電話番号	077-587-6052

第三期野洲市子ども・子育て支援事業計画（案）に係る パブリックコメントの実施について

1. 目的

第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画が、今年度で終期を迎えることから、この度、第三期野洲市子ども・子育て支援事業計画（案）を策定しました。当該計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、令和 7 年度～令和 11 年度を計画期間として、教育・保育のニーズ調査、現状と課題の把握等を行い、必要な事業量の推計、目標量の設定等を定めるものです。

つきましては、この計画の策定にあたり、市民の皆さまからの意見を募集します。

2. 閲覧期間

令和 6 年 12 月 2 日（月）～令和 6 年 12 月 27 日（金） 26 日間

※ただし、各施設での閲覧等については、執務及び開館時間内に限ります。

3. 閲覧場所

市役所こども課、市役所本館情報公開コーナー、野洲図書館、各コミュニティセンター、人権センター、市民交流センター、野洲市子育て支援センター

※市ホームページでも見るができます。

※コミュニティセンターきたのは改修工事のため除く。

4. 意見の提出

（提出方法）

住所・氏名・電話番号・意見（様式自由）を記入の上、閲覧期間内にこども課へ持参、郵送、ファクス、Eメールのいずれかで提出してください。

（提出先）

〒520-2395 野洲市小篠原 2100 番地 1 市役所西別館 1 階

健康福祉部 こども家庭局 こども課

電話：077-587-6052 FAX：077-586-2176 Eメール：kodomo@city.yasu.lg.jp

5. 意見等の公表

提出のあった意見等については個別の回答は行いません。後日、意見に対する回答を市ホームページで公表します。

第三期野洲市子ども・子育て支援事業計画（案）の策定について

本市では、子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、「第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和 2 年度～令和 6 年度）」（以下、「第二期計画」と言います。）を策定し、就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保を図ってきました。この度、第二期計画が終期を迎えることから、第二期計画策定後の子ども・子育て支援法の改正や、さらなる少子化の進行や女性の就業率の上昇に伴う保育需要の拡大等、社会情勢やニーズの変化を施策に反映するため、野洲市子育て支援会議での審議を経て、「第三期野洲市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和 7 年度～令和 11 年度）」（以下、「第三期計画」と言います。）の案を策定しました。

記

1. 第三期計画（案）について

○計画策定の根拠

子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、5 年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

○計画の構成

第 1 章 計画の策定にあたって

本章では、第二期計画策定後の子ども・子育て支援法の改正やこども基本法に基づくこども大綱の制定など国の施策の方向性を踏まえつつ、さらなる少子化の進行や女性の就業率上昇に伴う保育需要の拡大等の社会背景について記載しています。そして、第二期計画が終期を迎えたこと、社会情勢やニーズの変化を施策に反映することを、第三期計画策定の趣旨として記載しています。加えて、上位・関連計画との関係による計画の位置づけ、計画の期間（令和 7 年度～令和 11 年度）について記載しています。

第 2 章 野洲市の子育てを取り巻く現状

本章では、まず第 1 節に統計資料から見る野洲市の現状として、人口・世帯、人口動態、就業状況についてそれぞれグラフで示し、それぞれの推移がわかるようにしています。

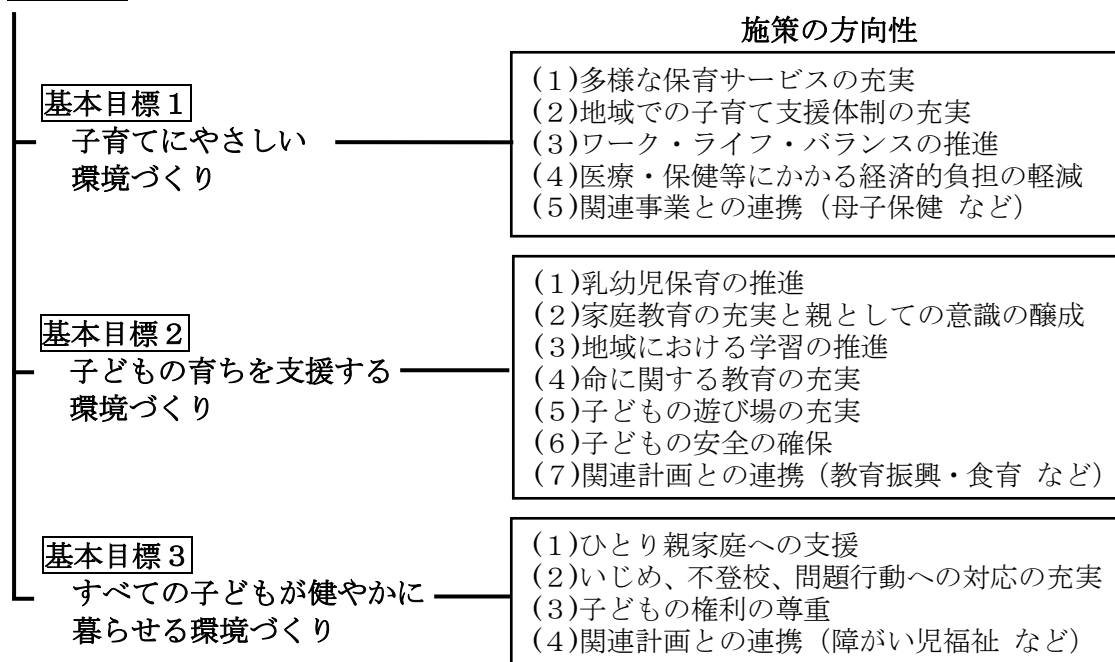
次の第 2 節では、令和 5 年 12 月に実施した子ども・子育て支援に関するアンケート結果を、「1.就労環境の変化」、「2.経済的な負担感」、「3.子育て環境への評価」の 3 項目にまとめ、当該調査結果から見る子ども・子育て環境について記載しています。

第 3 節では、第二期計画の総括を記載しており、幼稚園・保育園での需要量に対する確保の内容と実績、地域子ども・子育て支援事業での需要量に対する確保の内容と実績のほか、第二期計画の基本目標別の事業実績と評価等についてまとめています。

第3章 計画の基本的な考え方

第三期計画においても第二期計画の基本理念や基本目標を継承しており、本章ではその内容を明記し、施策体系を次のとおり記載しています。

基本理念：豊かな自然とところを、すべての子の育ちのために



第4章 量の見込みと確保方策

本章では、子ども・子育て支援法第61条第2項に定める基本的事項を中心に、教育・保育提供区域の設定、子どもの人口の見通し、幼児教育・保育の見込量及び確保方策、地域子ども・子育て支援事業の見込量及び確保方策、教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について記載しています。

第5章 乳幼児保育の推進方針

本章では、これまで野洲市乳幼児保育振興計画として定めていた、幼児教育・保育の質の維持・向上に関する内容について、現状に即した形で更新を行い、記載しています。

第6章 包括的子育て支援施策

本章では、第3章で示した各基本目標の施策の方向性に基づき取り組む事業を記載しています。なお事業の中には、それぞれの個別計画において主体的に実施されるものがあり、それぞれ所管する担当課等がわかるように表記しています。また計画の推進体制やPDCAサイクルによる進行管理についても記載しています。

2. 第三期計画（案）策定の経過について

これまで、市内在住の就学前児童1,000人及び小学校児童1,000人の保護者を対象にしたアンケート調査において現状や意向等の把握を行い、また子育て支援施策を行う関係各課等への意見照会も行い、令和5年度には3回、令和6年度には2回の野洲市子育て支援会議で審議を経て策定しました。

3. 今後のスケジュールについて

令和6年12月	第三期野洲市子ども・子育て支援事業計画（案）パブリックコメント 期間：令和6年12月2日（月）～12月27日（金）
令和7年2月	野洲市子育て支援会議での審議
令和7年3月	第三期野洲市子ども・子育て支援事業計画の策定